

熊本市バリアフリーマスタートープランについて

概要説明資料

都市建設局
移動円滑推進課

健康福祉局
健康福祉政策課

1. バリアフリーマスタープランの構成について

■ バリアフリーマスタープランの構成

構成	
第1章 熊本市バリアフリーマスタープランについて	
1.1 策定の背景と目的	
1.2 改正バリアフリー法の概要	
1.3 位置づけ	
1.4 計画期間	
第2章 熊本市移動円滑化基本構想の振り返り	
2.1 熊本市移動円滑化基本構想の概要	
2.2 基本構想に基づく事業の内容	
2.3 さらなるバリアフリー推進に向けた課題	
第3章 市のバリアフリーに関する現状と課題	
3.1 市の概況	
3.2 バリアフリーに関する現状	
3.3 バリアフリーに関する課題	
第4章 バリアフリー化の基本的な考え方	
4.1 基本理念	
4.2 基本方針	
4.3 キャッチコピー	
第5章 バリアフリー化に向けた取組方針	
5.1 誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化	
5.2 市民（地域）・事業者・行政の連携・協力によるバリアフリー化の推進	
5.3 市民一人一人が互いに支えあう共生社会の実現に向けた“心のバリアフリー”の促進	
5.4 継続的な進行管理と検証・反映による取組の推進やマスタープランの改善	
第6章 移動等円滑化促進地区における取組方針	
6.1 地区設定の考え方	
6.2 地区別の取組方針	
第7章 心のバリアフリーに関する取組	
7.1 心のバリアフリーの必要性	
7.2 心のバリアフリーの推進	
第8章 マスタープランの推進	
8.1 推進体制	
8.2 評価	

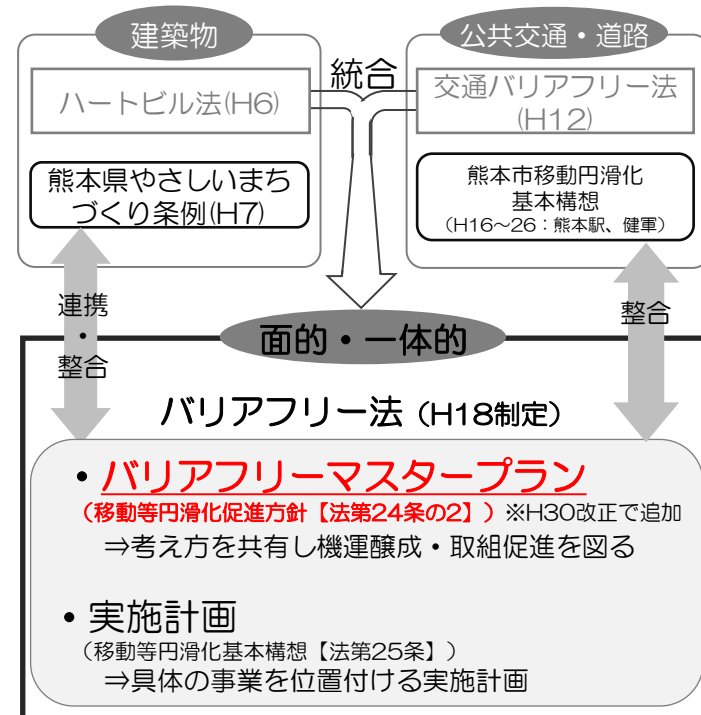
2. マスタープラン策定の背景・目的

背景

- 本市では、これまで熊本県やさしいまちづくり条例や熊本市移動円滑化基本構想（旧交通バリアフリー法に基づくもの）に基づき、個々の施設毎にバリアフリー化を実施。
- 面的かつ一体的なバリアフリー化を目的に制定されたバリアフリー法の改正（H30）により「バリアフリーマスタープラン」の策定が努力義務化。
- 誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けバリアフリー環境の形成が重要。
- コロナ禍等社会情勢の変化を踏まえ、全ての人々が相互に理解を深めるための「心のバリアフリー」等の促進が重要。

※心のバリアフリーとは

「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」



目的

- 面的・一体的なバリアフリー化の方針等を共有し、関係者間での機運醸成や具体的な取組促進を図る。
- 学識経験者、施設管理者及び住民等で構成する協議会を設置。関係団体と意見交換を行いながら検討を進める体制を構築し、継続した取組の推進を図る。

だれもが 移動しやすく 暮らしやすい 上質な生活都市の形成を図る。

3. バリアフリーマスタープランと実施計画の関係性

- 今回策定するバリアフリーマスタープランでは、新たに移動等円滑化促進地区を設定し、面的・一体的なバリアフリー化の促進方針を設定。
- 令和5年度以降に策定予定の実施計画においては、重点整備地区を設定し、地区内における具体事業の内容を設定。



● バリアフリーマスタープラン

今回策定

地区	移動等円滑化促進地区の設定
概要	面的・一体的なバリアフリー化の促進方針
定める事項	■ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域 ■ 生活関連施設及び経路 ■ 心のバリアフリーに関すること ■ 移動等円滑化促進地区内における基本的な方針 → 中心市街地地区、水前寺・九品寺地区、健軍地区

● 実施計画

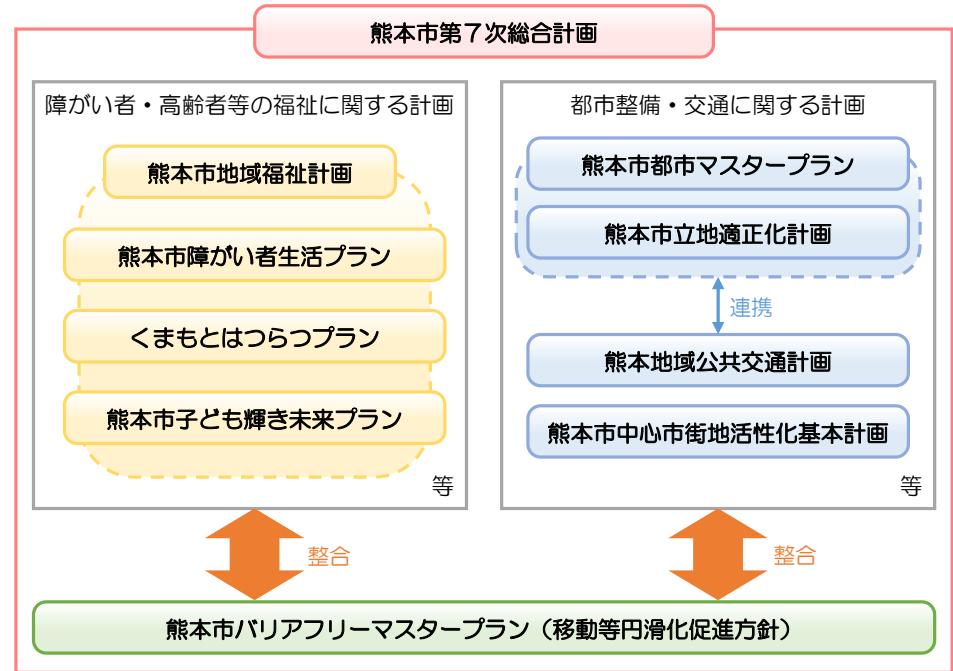
令和5年度以降

地区	重点整備地区の設定
概要	重点的・一体的にバリアフリー化を推進するための具体的な事業を位置づけた計画
定める事項	■ 重点整備地区の位置及び区域 ■ 生活関連施設及び経路 ■ バリアフリー推進のために実施すべき特定事業に関する事項 ■ 重点整備地区における基本的な方針

4. 熊本市バリアフリーマスタープランについて

位置付け

- マスタープランは、バリアフリー法第24条の2に規定される「移動等円滑化促進方針」として策定。
- 「熊本市第7次総合計画」で定める都市像「上質な生活都市」を実現していく役割を担うとともに、福祉及び都市整備・交通の両分野での個別計画との整合を図る。



マスタープランの位置づけ

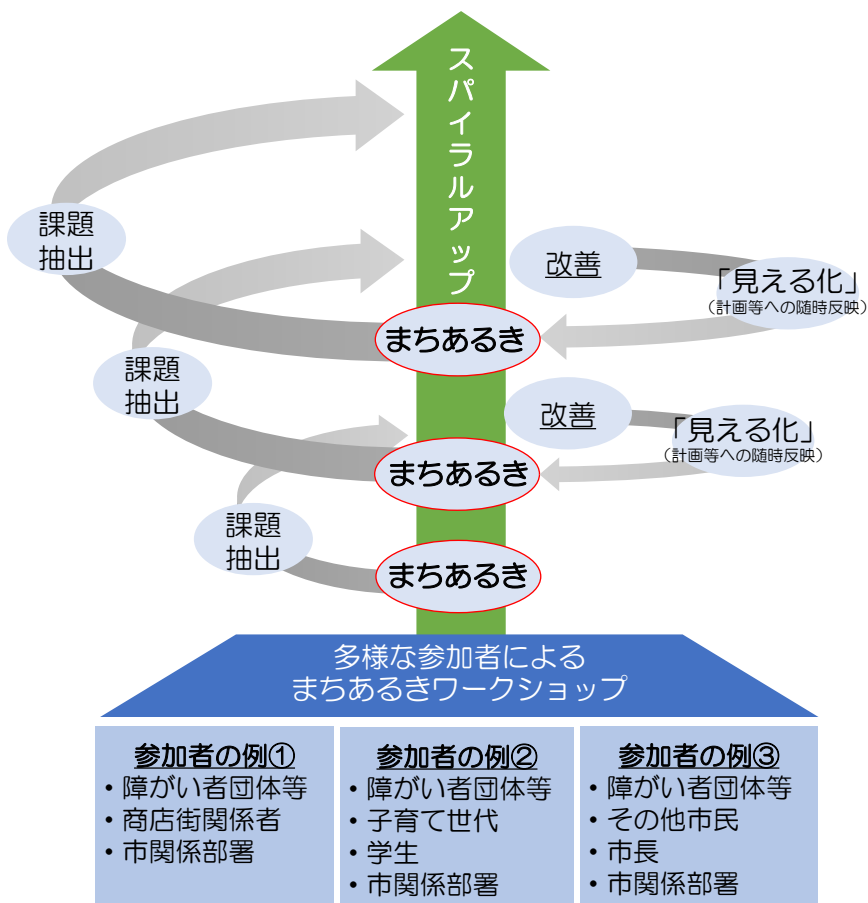
計画期間

- 計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間。
- 段階的かつ継続的な見直しを図るため年度毎の評価を行い、持続的なバリアフリー化の推進に努める。
- さらには、まちあるきワークショップを継続して実施し、課題への対応状況等について随時情報の更新を行うなど成長する計画とする。

5. 本市におけるバリアフリーマスタープランの特徴（1/3）

- まちあるきワークショップを継続実施し、施設や経路に関する問題点や改善状況について随時更新することで「見える化」し、成長する計画とする。

まちあるきワークショップの継続実施によるバリアフリー化推進のイメージ



まちあるきワークショップの結果 (水前寺・九品寺地区の例)



5. 本市におけるバリアフリーマスタープランの特徴（2/3）

- バリアフリー化に向けた具体的な取組を推進。
- 心のバリアフリー推進に向けて、新たに関係者の連携体制を構築。

具体取組の例①

- バリアフリーマップの作成
各施設のバリアフリー情報や、各施設を接続する経路に関する情報を集約したバリアフリーマップを作成（既存アプリベンダーへの施設・経路情報提供）により、誰もが自立した日常生活及び社会生活を送ることを効果的に支援する。



バリアフリーマップのイメージ

具体取組の例③

- バス停ベンチ等の設置推進
誰もが移動しやすく暮らしやすいバリアフリー環境をつくるため、バス停等においてベンチ等の休憩施設の設置を官民連携して推進する。



ベンチのイメージ

具体取組の例②

- 誰もが安全に移動できるアーケード環境の整備
視覚障害者誘導用ブロックの設置に関しては、許可車両進入時の安全性確保等の課題を抱えていることから、商店街等と連携し課題解決に向けた検討など、誰もが安全に移動できるバリアフリー環境の整備を推進。
さらには、グリーンスローモビリティの検討など新たな移動手段の創出も視野に入れ検討を推進。



下通の状況



グリーンスローモビリティ

具体取組の例④

- 商店街（事業者等）と連携した心のバリアフリー推進
「社内研修等への出前講座（障がい者・認知症サポーター制度等）の活用」、「まちあるきワークショップへの参加」や「心のバリアフリー認定制度の周知・認定勲奨」等により、商店街と連携した心のバリアフリーを推進する。



観光施設における心のバリアフリー認定制度（観光庁）

5. 本市におけるバリアフリーマスタープランの特徴（3/3）

具体取組の例⑤

●電停改良計画の整備優先度の見直しとバリアフリー化の推進

従来の評価項目である利用者数及び車椅子の利用の可否に加え、各電停が移動等円滑化促進地区内に配置しているかどうか等を考慮し整備優先度を見直し。

▼整備優先度一覧表

▼評価項目と配点

評価項目	配点
ア. 過去3年間の平均電停利用者数（1日当りの乗降者数）	①5,000人以上：50点 ②3,000人以上5,000人未満：45点 ③2,000人以上3,000人未満：40点 ④2,000人未満：40点を基準として人数比で案分
イ. 現況での車椅子利用	①車椅子の利用不可（1.0m未満）×：20点 ②車椅子の利用可（1.0m以上1.5m未満）△：0点
ウ. 移動等円滑化促進地区内外	①移動等円滑化促進地区内○：30点 ②移動等円滑化促進地区内×：0点

整備優先度配点表		評価項目						評価 点数 [点]	整備 優先度 ランク
順位 [位]	電停名称	ア. 過去3年間の平均電停利用者数(人/日)		イ. 現況での車椅子利用		ウ. 移動等円滑化促進地区内外			
		利用者数	配点	可否	配点	内外	配点		
1	健軍町	5,236	50	△	0	○	30	80.0	A
2	水道町	3,155	45	△	0	○	30	75.0	
3	味噌天神前	810	16.2	×	20	○	30	66.2	
4	国府	742	14.8	×	20	○	30	64.8	
5	花畑町	1,597	31.9	△	0	○	30	61.9	
6	健軍交番前	560	11.2	×	20	○	30	61.2	B
7	水前寺公園	984	19.6	△	0	○	30	49.6	
8	神水交差点	934	18.6	×	20	×	0	38.6	
9	祇園橋	403	8.0	△	0	○	30	38.0	
10	西辛島町	334	6.6	△	0	○	30	36.6	
11	呉服町	722	14.4	×	20	×	0	34.4	C
12	慶徳校前	629	12.5	×	20	×	0	32.5	
13	段山町	578	11.5	×	20	×	0	31.5	
14	蔚山町	551	11.0	×	20	×	0	31.0	
15	八丁馬場	472	9.4	×	20	×	0	29.4	
16	本妙寺入口	385	7.7	×	20	×	0	27.7	D
17	杉塘	201	4.0	×	20	×	0	24.0	
18	県立体育館前	162	3.2	×	20	×	0	23.2	
19	新町	722	14.4	△	0	×	0	14.4	

※整備優先度については、その後の予備設計による実現性検討や関連事業の進捗に応じ、調整を図るものとする。

6. 市のバリアフリーに関する現状と課題

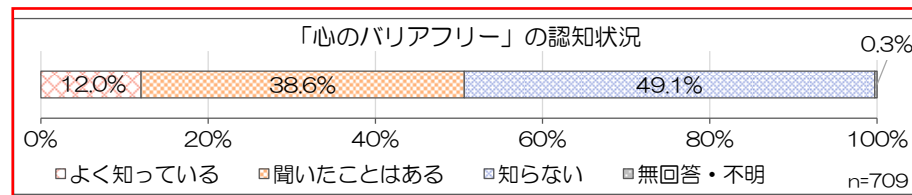
市の概況

- ・ 人口減少、高齢化率上昇。
- ・ 要介護認定者数の増加。
- ・ 障害者手帳等所持者数の増加。

バリアフリー化に関する現状・課題

公共交通、建築物、道路、都市公園等のそれぞれの施設管理者がバリアフリー推進に関する取組を実施しているが医療・福祉・商業施設・公共施設等については「満足・やや満足」の傾向がある一方、公共交通機関や道路等については「不満・やや不満」の傾向がある。

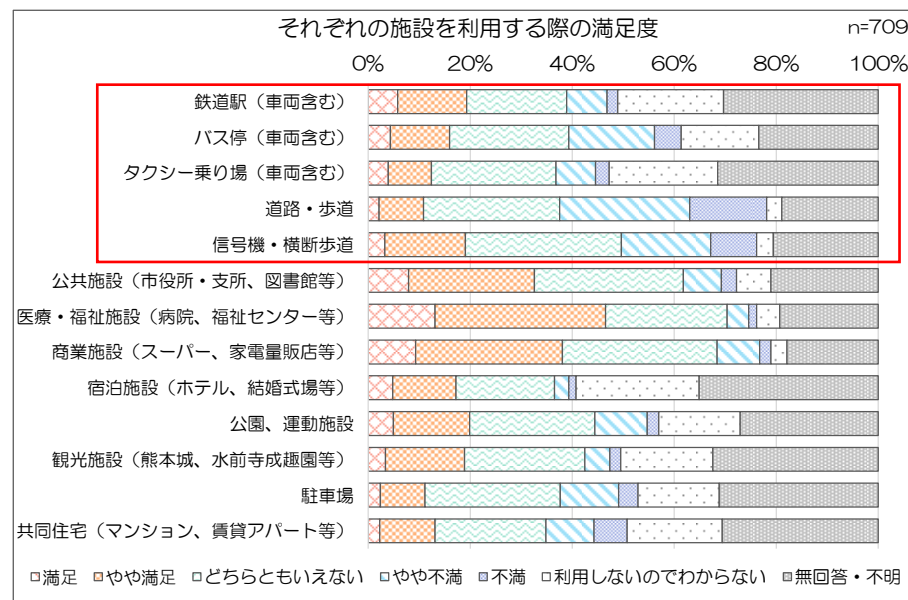
また、「心のバリアフリー」については「よく知っている」が約1割、「聞いたことはある」が約4割、「知らない」が約5割と認知度が低い。



電停のバリアフリー化



避難所のバリアフリー化



視覚障害者誘導用ブロック設置



インクルーシブ遊具整備



官民連携の取組（Wedoくまもと）



7. バリアフリー化の基本的な考え方

基本理念

だれもが 移動しやすく 暮らしやすい
「おたがいさま」で支えあう 上質な生活都市

基本方針

基本方針①

誰もが移動しやすく暮らしやすい
多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化

基本方針②

市民（地域）・事業者・行政の
連携・協力によるバリアフリー化の推進

基本方針③

市民一人一人が互いに支えあう
共生社会の実現に向けた“心のバリアフリー”の促進

基本方針④

継続的な進行管理と検証・反映による
取組の推進やマスタープランの改善

8. バリアフリー化に向けた取組方針

基本方針①について

誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化

- 市全域においては、防災面・交通安全面・住環境面のバリアフリー化を推進。
- 居住誘導区域においては、公共交通のバリアフリー化を推進。
- 移動等円滑化促進地区においては、生活関連施設及び生活関連経路の優先的なバリアフリー化を推進。

市 全 域＝マスタープラン対象範囲

市民やあらゆる関係者が、理念や基本方針のもと、考え方を共有し、自立と共生のまちづくりに向けバリアフリー化を促進。

基本理念 基本方針



市域共通の取組方針

防災面・交通安全面・住環境面におけるバリアフリー化など

居住誘導区域（都市機能誘導区域＋公共交通沿線）

多くの方が日常的に訪れる地域拠点や、それらを結ぶ利便性の高い公共交通沿線においては、多核連携都市づくりの基幹である公共交通面でのバリアフリー化が重要。

居住誘導区域共通の取組方針

公共交通面におけるバリアフリー化

移動等円滑化促進地区

⇐今回設定

地区特性やアンケート結果等から、多くの方が利用する施設が集積し市民ニーズも高く、取組による効果が特に高い。

地区特性を踏まえた取組事項

地域特性、生活関連施設・経路、取組方針、法定の届出に関する事項等

重点整備地区

⇐令和5年度以降設定

実施計画において重点整備地区を設定し具体事業の位置付けを行うことで、重点的なバリアフリー化を推進。

具体事業の位置付け

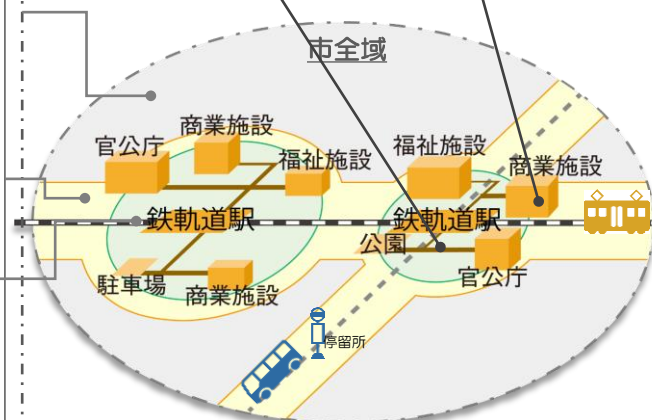
公共交通・道路・建築物等に関する特定事業

《生活関連施設》

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他施設。

《生活関連経路》

生活関連施設相互間の経路。



9. 移動等円滑化促進地区における取組方針（1 / 2）

地区設定の考え方

熊本市立地適正化計画を踏まえ、概ね都市機能誘導区域の中で以下の条件を勘案して移動等円滑化促進地区を設定する。

①地区の特性

- ・障がい者・高齢者等の人口
- ・旅客施設の乗降客数
- ・生活関連施設候補数
- ・特定道路の有無

②市民アンケート調査

- ・よく利用される地区・施設

③協議会でのご意見

- ・協議会での移動等円滑化促進地区選定に関するご意見

【生活関連経路設定の考え方】

①各地区の起点となる「旅客施設」からのアクセス動線に配慮し、「旅客施設」と「旅客施設以外の生活関連施設」を結ぶ経路。

②各地区内の回遊性、ネットワークに配慮し、生活関連施設間を結ぶ経路。

生活関連施設の設定の考え方

熊本市バリアフリーマスタープラン 【生活関連施設 設定の考え方】

区分	種類	対象規模の目安	施設の例
官公庁	市役所・区役所	全施設	・市庁舎 ・くまもと森都心プラザ ・小中高大高校
	郵便局、銀行		
	警察署（交番含む）、裁判所		
	まちづくりセンター、コミセン等		
教育・文化施設	図書館	全施設	
	市民ホール、文化ホール		
	学校（小・中・高等学校）、特別支援学校等		
	博物館・美術館・音楽館、資料館		
保健・医療・福祉施設	病院・診療所	延床面積1,000㎡以上	・福田病院 ・熊本県総合保健センター
	総合福祉施設、老人・障がい者福祉施設等		
商業施設	大規模小売店舗等	延床面積1,000㎡以上	・鶴屋 ・城彩苑
	複合施設 等	延床面積合計1,000㎡以上	・イオン熊本中央店
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等	延床面積2,000㎡以上	・ホテルメルパルク
公園・運動施設	公園	都市公園（街区公園を除く）	・熊本城 ・水前寺成趣園
	体育館・武道館その他屋内施設		
その他施設	結婚式場、葬祭場冠婚葬祭に関わる施設	延床面積2,000㎡以上	・バースト24 ・通町筋バス停
	観光施設	全施設	
	特定路外駐車場	面積500㎡以上	
	バス停	平均乗降客数100名以上/日	
旅客施設	旅客施設（鉄道駅、鉄軌道駅、バスターミナル）	平均乗降客数100名以上/日	・熊本駅 ・桜町バスターミナル

※対象規模の目安のほか、各関係者等からのご意見を踏まえ適宜生活関連施設として位置づけ

9. 移動等円滑化促進地区における取組方針（2/2）

- 優先的にバリアフリー化を推進する移動等円滑化促進地区として、「中心市街地地区（熊本駅周辺、通町筋・桜町周辺）」、「水前寺・九品寺地区」、「健軍地区」を位置づけ、各地区で生活関連施設・生活関連経路を設定。

■中心市街地地区

- ・生活関連施設・生活関連経路においてハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化を推進。
- ・アーケード内において、誰もが安全に移動できるバリアフリー環境の整備を推進。
- ・熊本市中心部や熊本城等の観光地周辺において、案内充実によるさらなる賑わい創出と回遊性向上を目指す。
- ・商店街と連携し、心のバリアフリーを推進。

※生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他施設

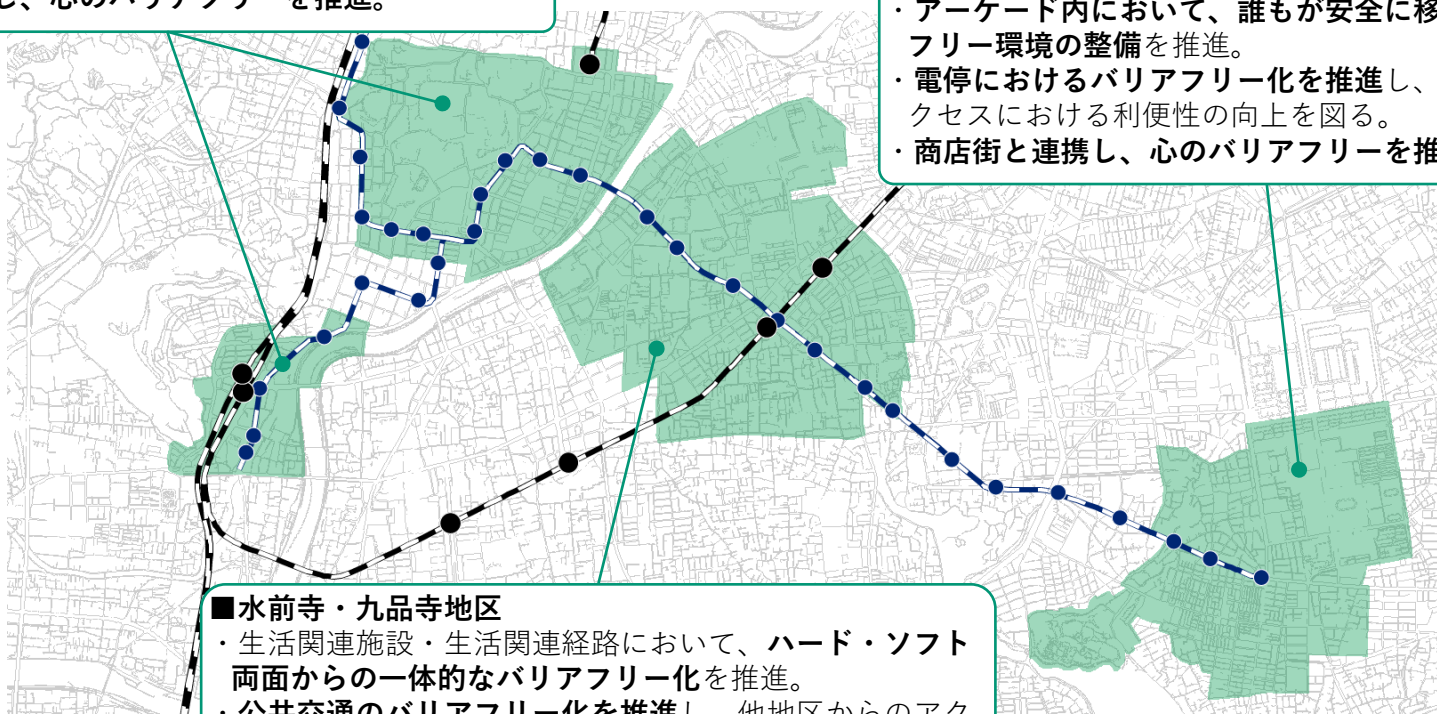
※生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

■健軍地区

- ・生活関連施設・生活関連経路において、ハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化を推進。
- ・アーケード内において、誰もが安全に移動できるバリアフリー環境の整備を推進。
- ・電停におけるバリアフリー化を推進し、他地区からのアクセスにおける利便性の向上を図る。
- ・商店街と連携し、心のバリアフリーを推進。

■水前寺・九品寺地区

- ・生活関連施設・生活関連経路において、ハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化を推進。
- ・公共交通のバリアフリー化を推進し、他地区からのアクセスにおける利便性を向上。
- ・水前寺成趣園等の観光地周辺において、わかりやすい案内を行い、回遊性の向上を図る。



10. 心のバリアフリーに関する取組（1/2）

心のバリアフリーの必要性

誰もが安心して日常生活や社会生活を送るためには、施設や設備のバリアフリー化をはじめとするハード面の整備のみならず、私たちの心や生活に存在するバリア（障壁）を取り除くための「心のバリアフリー」が不可欠。

バリアを取り除くためには、相互にコミュニケーションを取ることを通じて、どのような困りごと（バリア）が生活の中で生じているのか、そのとき周囲の人はどのように行動すべきなのかといったことを知り、お互いの理解を深め、共感し、バリアを誰もが自分事として捉える必要がある。

「障害の社会モデル」をふまえながら、ひとりひとりが「心のバリアフリー」の必要性を理解するとともに、バリアを解消していくための具体的な行動を起こし、共生社会の実現に向けて社会の側を変容していく必要がある。

【心のバリアフリーを体現するためのポイント】 （ユニバーサルデザイン2020行動計画）

1. 障がいのある人への社会的障壁（利用しにくい施設・設備、観念等）を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
2. 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
3. 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を養うこと。

10. 心のバリアフリーに関する取組（2/2）

心のバリアフリーの推進

【取組方針】

心のバリアフリーの概念や必要性が広く浸透するよう、啓発事業等の取組をさらに推進。
推進にあたっては、市民、事業者等全ての方が心のバリアフリーについて理解していただけるよう取り組むこととし、とりわけ、幼少期から心のバリアフリーの概念に触れることが重要と考えられることから、小中学校等での教育に心のバリアフリーに関する学習等をこれまで以上に取り入れる。

【取組の例】※赤字は新規取組

○学校における心のバリアフリーに関する学習等

教育委員会との新たな取組、総合的な学習の時間等での出前講座（障がい者・認知症サポーター制度等）の活用、手話の理解促進と普及に向けた機会の創出・パンフレットの配布 等

○商店街ほか事業者（施設設置管理者）等に対する啓発等

社内研修等での出前講座（障がい者・認知症サポーター制度等）の活用、障がい者サポート企業・団体認定制度の周知、観光施設における心のバリアフリー認定制度（観光庁制度）の周知・認定勧奨 等

○その他

市政だよりほか広報媒体を通じた啓発、市職員研修、地域・学校・事業者（施設設置管理者）・行政参加によるまちあるきワークショップ（疑似体験含む）、バリアフリーマップの作成 等



障がい者サポーター研修・出前講座の様子

1.1. マスタープランの推進（1/2）

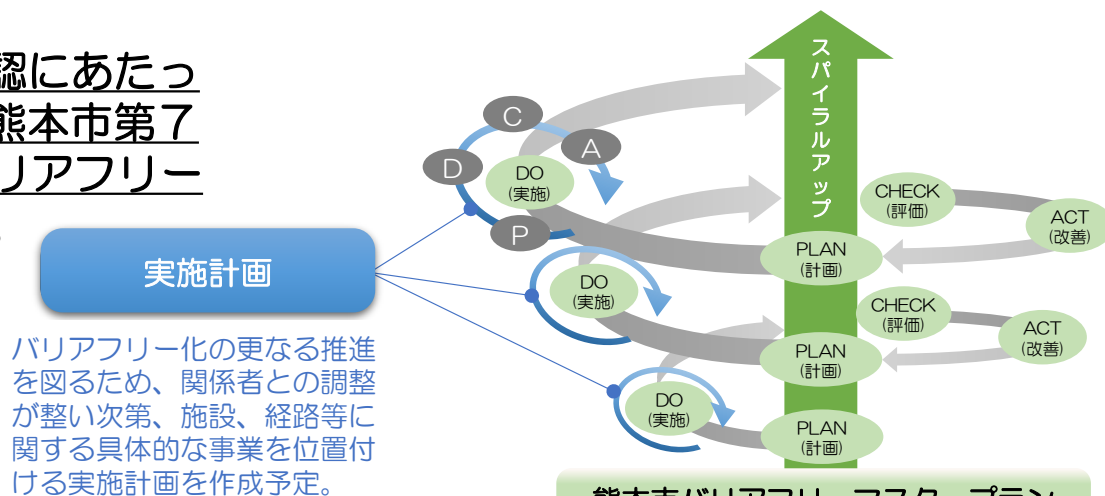
推進体制

継続した取組の推進（スパイラルアップ）を図るため、学識経験者、施設管理者及び市民等で構成する「熊本市移動等円滑化推進協議会」にて関係団体とも意見交換を行いながら検討を進める。

評価

計画策定（Plan）後のバリアフリー化の実施（Do）を受けて、その結果を評価（Check）し、必要に応じて改善（Action）を行うといったPDCAサイクルにより、現状に即した計画となるよう継続的に見直し。

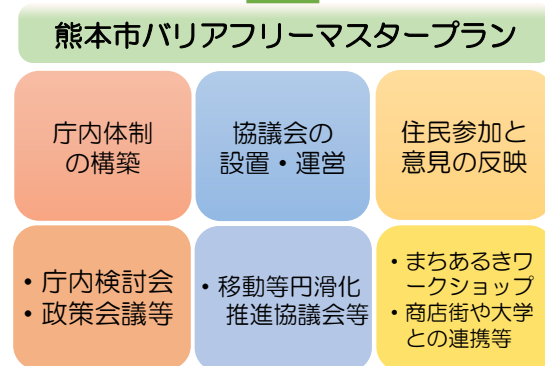
バリアフリー化の取組状況の確認にあたっては、本市で毎年実施している「熊本市第7次総合計画市民アンケート」のバリアフリーに関する項目等を評価指標とする。



バリアフリー化の更なる推進を図るため、関係者との調整が整い次第、施設、経路等に関する具体的な事業を位置付ける実施計画を作成予定。

【7総市民アンケートのバリアフリーに関する項目】

- ✓ 障がいや病気の有無に関わらず、健やかでいきいきと暮らしていると感じる市民の割合
- ✓ 中心市街地が安全で快適に歩行し滞在できると感じる市民の割合



11. マスタープランの推進（2/2）

評価

前頁の定性的な評価に加え、国の目標を踏まえ、実施計画作成時に施設管理者と協議の上で熊本市の目標を設定することで定量的に評価。

▼国の定める各施設等の移動等円滑化の目標

施設・車両等			令和7年度末までの目標（全国値）
鉄軌道	鉄軌道駅		・3,000人以上/日及び実施計画の生活関連施設に位置づけられた2,000人以上/日の施設を原則100% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ・大規模駅ではバリアフリールートの複数化 ・可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小
		ホームドア・可動式ホーム柵	・全体で3,000番線 ・10万人/日以上以上の駅は800番線
	鉄軌道車両		・約70%
	バス	バスターミナル	
乗合バス			ノンステップバス
			リフト付きバス等
貸切バス		リフト付きバス等	・約2,100台
タクシー	福祉タクシー車両		・約90,000台 ・各都道府県における総車両数の25%をユニバーサルデザインタクシーとする
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		・約70%
都市公園	特定公園施設（園路・広場）		・2ha以上の施設の約70% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	駐車場		・2ha以上の施設の約60% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	便所		

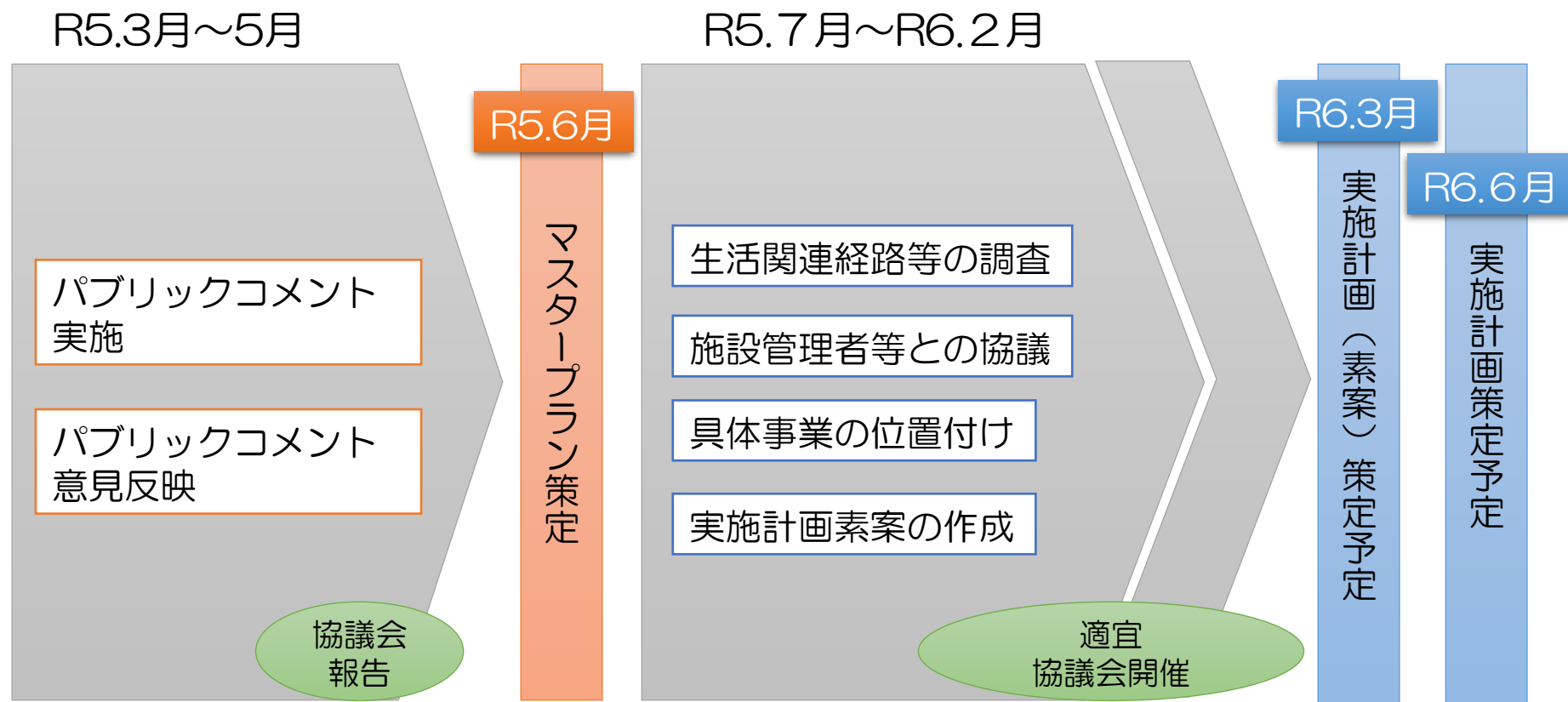
施設・車両等		令和7年度末までの目標（全国値）
路外駐車場	特定路外駐車場	・約75%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物（2000㎡以上の特別特定建築物）	
	公立小中学校等施設	バリアフリースロープ等による段差解消
		エレベーター
		避難所に指定されている全ての学校に整備する
		全ての学校に整備する
		要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	
		・道路・交通の状況に応じ必要な部分について 原則100%（音響式・エスコートゾーン）
心のバリアフリー		・「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50% ・高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則100%

※「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（国土交通省）」及び「公立小中学校等のバリアフリー化に関する整備目標（文部科学省）」を基に作成

1 2. 今後のスケジュールについて

■マスタープラン及び実施計画策定に関する今後の進め方

- 令和5年3月からパブリックコメント開始し、4月に完了。いただいた意見を踏まえ令和5年6月マスタープラン策定。
- その後、令和5年度中の実施計画策定を目指し施設及び経路に関する調査を踏まえ本協議会や施設管理者等の関係者と協議を進める。



マスタープラン策定後も継続して「まちあるきワークショップ」を実施